

第137回丹波市議会定例会

自 令和6年9月2日

至 令和6年9月30日

議案審議資料

(No. 1)

【目 次】

①議案第78号	(第3次丹波市総合計画の策定)	… 1
②議案第79号	(物品購入契約の締結)	… 2～4
③議案第80号	(業務委託契約の締結)	… 5～7
④議案第81号	(丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例改正)	… 8～9
⑤議案第82号	(丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例改正)	… 10～11
⑥議案第83号	(丹波市市民ふれあい広場等条例廃止)	… 12
⑦議案第84号	(丹波市国民健康保険条例改正)	… 13～16
⑧議案第85号	(丹波市福祉型児童発達支援センター条例改正)	… 17～18
⑨議案第86号	(市道路線の認定(南多田第36号線))	… 19～20
⑩議案第87号	(市道路線の一部廃止(新川住宅線))	… 21～22
⑪議案第88号	(物品購入契約の締結)	… 23～25

議案第78号

第3次丹波市総合計画の策定について

1 提案の趣旨

本市の総合的かつ計画的な市政運営を図るため、丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第28条に規定する総合計画を策定したいので、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第4号の規定により、提案するものである。

2 提案の概要

本市がめざすべき将来像及びこれを実現するための方策を定めた基本構想及び前期基本計画で構成する第3次丹波市総合計画を策定する。

3 計画期間

基本構想：令和7年度から令和16年度まで

前期基本計画：令和7年度から令和11年度まで

4 第3次丹波市総合計画 別冊

【丹波市自治基本条例 抜粋】

（総合計画）

第28条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、長期的視点に立つ総合計画を策定しなければなりません。

2 総合計画は、丹波市の将来像である基本構想、これを実現するための方策を定める基本計画及び実施計画により構成されます。

3 総合計画は、市の政策の最上位計画であり、各分野別の計画は総合計画との整合をはからなければなりません。また、市長はこれに基づいた施策を遂行するとともに、適切な進行管理を行わなければなりません。

4 総合計画の基本構想の策定にあたっては、市議会の議決を経なければなりません。

5 総合計画の策定及び進行管理にあたっては、広く市民の参画を得るものとします。

6 市長は、総合計画について、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行わなければなりません。

【丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例 抜粋】

（議決に付すべき事件）

第2条 議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な事項について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

（1）～（3） 略

（4） 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

（5） 略

議案第79号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 情報系パソコン等購入

3 物品概要 情報系モバイルノートパソコン 68台、情報系ノートパソコン 56台、情報系モバイルノートパソコン用外付けモニター 68台

4 納入期限 令和7年2月28日

5 契約金額 23,320,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,120,000円)

6 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス 代表者 代表取締役 岸田 好史 所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 デンテックス
代 表 者 名	代表取締役 岸田 好史
本 社 住 所	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1
営 業 年 数	64年
許 可 区 分	－
資 本 金	30,500千円
実績高（2年平均）	719,000千円
従 業 員 数	26人
契約担当支店営業所等	－

受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波市	元	各種専用パソコン購入	6,138	令和5年3月
丹波市	元	問題データベース・タブレットドリルライセンス購入	4,870	令和5年4月
丹波市	元	丹波市立図書館システム更新に係るハードウェア及びソフトウェア購入	7,645	令和6年1月
丹波市	元	情報系パソコン・プリンタ等購入	21,807	令和6年2月
丹波市	元	小中学校電子黒板購入	29,667	令和6年9月

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	丹ふ政第33号		
物 品 名	情報系パソコン等購入		
納 入 場 所	丹波市役所ほか		
開 札 年 月 日	令和6年6月28日	(仮) 契 約 年 月 日	令和6年7月8日
予 定 価 格 (事 後 公 表)	27,289,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物 品 概 要	情報系モバイルノートパソコン 68台、情報系ノートパソコン 56台、情報系モバイルノートパソコン用外付けモニター 68台		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
株式会社 デンテックス	21,200,000円		落 札
株式会社 土田商事			不 着

落 札 者 名	株式会社 デンテックス		
落 札 者 所 在 地	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1		
契 約 金 額	23,320,000円 (うち消費税相当額 2,120,000円)		
		納 入 期 限	令和7年2月28日

議案第80号

業務委託契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり業務委託契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 業務名 イントラネットワーク更改業務

3 業務概要 イントラネットワーク機器の更新、ネットワーク構成の最適化等

4 履行期間 契約日の翌日から令和8年3月24日まで

5 契約金額 183,216,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,656,000円）

6 契約の相手方 名 称 株式会社 鳥取県情報センター 代表者 代表取締役社長 吉村 文宏 所在地 鳥取県鳥取市寺町50番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 鳥取県情報センター
代 表 者 名	代表取締役社長 吉村 文宏
本 社 住 所	鳥取県鳥取市寺町50番地
営 業 年 数	15年
許 可 区 分	－
資 本 金	80,000千円
実績高（2年平均）	3,838,553千円
従 業 員 数	141人
契約担当支店営業所等	－

受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	業務名	受注金額	履行期間
加東市	元	庁舎内ネットワーク機器更新業務	32,010	R 1. 9 ～ R 2. 3
鳥取市	元	鳥取市役所新本庁舎情報ネットワークシステム機器賃貸借	152,061	R 1. 9 ～ R 6. 8
鳥取県	元	G I G A スクール構想における高速通信ネットワーク整備業務	65,156	R 2. 11 ～ R 8. 3
鳥取市	元	保育所ネットワーク整備業務	48,937	R 4. 10 ～ R 5. 3
真庭市	元	真庭市ネットワーク・システム最適化環境整備調達（賃貸借）	211,200	R 6. 6 ～ R 11. 9

見 積 及 び 契 約 状 況 （ 業 務 ）

業 務 番 号	丹ふ政第23号
業 務 名	イントラネットワーク更改業務
履 行 場 所	丹波市役所
契 約 の 種 類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年7月31日
随 意 契 約 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 価 格	166,560,000 円(税抜)
業 務 概 要	イントラネットワーク機器の更新、ネットワーク構成の最適化等

見 積 業 者 名	第 1 回 見 積 額 金	再 度 見 積 額 金	備 考
株式会社 鳥取県情報センター	166,560,000円		決 定

契 約 者 名	株式会社 鳥取県情報センター
契 約 者 所 在 地	鳥取県鳥取市寺町50番地
契 約 金 額	183,216,000円（うち消費税相当額 16,656,000円）

議案第81号

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市議会の議員（以下「議員」という。）の報酬等に関する丹波市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の期末手当の算定に係る基準を見直すため、提案するものである。

2 改正の概要

期末手当の支給月数0.20月の引上げ（4.30月→4.50月）

（期末手当の支給月数）

6 月 期	12 月 期
2.25月（現行2.15月）	2.25月（現行2.15月）

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 平成16年11月1日 条例第40号 最終改正 令和4年12月5日条例第29号 （期末手当） 第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡又は議会の解散によりその職を離れた議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡等で離職した議員にあっては、退職又は離職した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。	○丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 平成16年11月1日 条例第40号 最終改正 令和4年12月5日条例第29号 （期末手当） 第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡又は議会の解散によりその職を離れた議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡等で離職した議員にあっては、退職又は離職した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。

議案第82号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給与に関する丹波市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長等の期末手当の算定に係る基準を見直すため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 期末手当の支給月数0.70月の引上げ（3.80月→4.50月）
- (2) 期末手当に係る基準日（6月1日及び12月1日）以前6か月以内の在職期間における割合の改正

（期末手当の支給月数）

6月期	12月期
2.25月（現行1.85月）	2.25月（現行1.95月）

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																																
○丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例 平成16年11月1日 条例第44号 最終改正 令和元年9月30日条例第14号 （期末手当） 第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、法第143条、第164条若しくは第168条第7項の規定に該当して失職し、又は死亡した市長等についても同様とする。	○丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例 平成16年11月1日 条例第44号 最終改正 令和元年9月30日条例第14号 （期末手当） 第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、法第143条、第164条若しくは第168条第7項の規定に該当して失職し、又は死亡した市長等についても同様とする。																																																
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の22.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。																																																
<table><tr><th rowspan="3">基準日</th><th colspan="4">在職期間</th></tr><tr><th rowspan="2">6 箇月</th><th>5 箇月以</th><th>3 箇月以</th><th rowspan="2">3 箇月未満</th></tr><tr><th>上 6 箇月</th><th>上 5 箇月</th></tr><tr><td></td><td></td><td>未満</td><td>未満</td><td></td></tr><tr><td>6 月 1</td><td>100分の18</td><td>100分の14</td><td>100分の11</td><td>100分の55.</td></tr><tr><td>日</td><td>5</td><td>8</td><td>1</td><td>5</td></tr><tr><td>12 月 1</td><td>100分の19</td><td>100分の15</td><td>100分の11</td><td>100分の58.</td></tr><tr><td>日</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>5</td></tr></table>	基準日	在職期間				6 箇月	5 箇月以	3 箇月以	3 箇月未満	上 6 箇月	上 5 箇月			未満	未満		6 月 1	100分の18	100分の14	100分の11	100分の55.	日	5	8	1	5	12 月 1	100分の19	100分の15	100分の11	100分の58.	日	5	6	7	5	<table><tr><td>(1)</td><td>6 箇月</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>(2)</td><td>5 箇月以上 6 箇月未満</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>(3)</td><td>3 箇月以上 5 箇月未満</td><td>100分の60</td></tr><tr><td>(4)</td><td>3 箇月未満</td><td>100分の30</td></tr></table>	(1)	6 箇月	100分の100	(2)	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80	(3)	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60	(4)	3 箇月未満	100分の30
基準日		在職期間																																															
		6 箇月	5 箇月以	3 箇月以	3 箇月未満																																												
	上 6 箇月		上 5 箇月																																														
		未満	未満																																														
6 月 1	100分の18	100分の14	100分の11	100分の55.																																													
日	5	8	1	5																																													
12 月 1	100分の19	100分の15	100分の11	100分の58.																																													
日	5	6	7	5																																													
(1)	6 箇月	100分の100																																															
(2)	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80																																															
(3)	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60																																															
(4)	3 箇月未満	100分の30																																															
3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。	3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。																																																
4 給与条例第33条及び第34条の規定は、市長等の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。	4 給与条例第33条及び第34条の規定は、市長等の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。																																																

議案第83号

丹波市市民ふれあい広場等条例を廃止する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市市民ふれあい広場及び丹波市市民ふれあいホールは、文化の向上、生涯学習の振興及び市民福祉の増進に資することを目的として、旧春日町の庁舎建設と併せて整備し、その管理については、庁舎管理の一環として運用してきたところであるが、庁舎の一部として更なる有効活用を図ることにより、市民の利便性の向上に資するため、提案するものである。

2 施行日

公布の日

議案第84号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、被保険者証に係る規定を削るほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- （1） 被保険者証の交付等に係る規定の削除
- （2） その他字句の修正

3 施行日

令和6年12月2日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 令和5年3月13日条例第5号 <u>（被保険者証の交付）</u> <u>第4条 市長は、被保険者の属する世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を交付しなければならない。</u> <u>2 被保険者証は、毎年1回、検印（更新）を行う。</u> <u>（被保険者証の再交付及び返還）</u> <u>第5条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにその再交付を申請しなければならない。</u> <u>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請は、その被保険者証を添えて行わなければならない。</u> <u>3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに発見した被保険者証を市長に返還しなければならない。</u> <u>（届出等）</u> <u>第6条 世帯主は、次に該当するに至ったときは、14日以内に市長に届け出なければならない。</u> <u>（1）被保険者の資格を取得したものがあるとき。</u> <u>（2）被保険者の資格を喪失したものがあるとき（すべての被保険者が資格を喪失したときを含む。）。</u> <u>（3）世帯主が、住所を変更したとき及び氏名を変更したとき。</u> <u>（4）被保険者が、その属する世帯を変更したとき及び氏名を変更したとき。</u> <u>（5）被保険者が、就学のため他の市町村に住所を有するに至ったとき。</u> <u>（6）前号の被保険者が、市の区域内に住所を有するに至ったとき。</u> <u>2 前項各号の届出には、該当届出に係る被保険者証を添えなければならない。</u> （一部負担金） <u>第7条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</u> <u>（1）6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</u>	○丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 令和5年3月13日条例第5号 （一部負担金） <u>第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</u> <u>（1）6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</u>

- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
 - (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
 - (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3
- (出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、48万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(結核医療付加金)

第10条 被保険者(高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付を受けることができる者を除く。)が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項の規定による医療を受けるときは、その医療に要する費用について一部負担金相当額を結核医療付加金として支給する。

(保健事業)

第11条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 生活習慣病その他の疾病の予防
- (5) 健康づくり運動
- (6) 栄養改善

- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
 - (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
 - (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3
- (出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、48万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(結核医療付加金)

第7条 被保険者(高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付を受けることができる者を除く。)が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項の規定による医療を受けるときは、その医療に要する費用について一部負担金相当額を結核医療付加金として支給する。

(保健事業)

第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 生活習慣病その他の疾病の予防
- (5) 健康づくり運動
- (6) 栄養改善

(7) 母子保健 (8) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 <u>第12条</u> 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。 (国民健康保険税) <u>第13条</u> 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。 (罰則) <u>第14条</u> 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料を科する。 <u>第15条</u> 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 <u>第16条</u> 市は、偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 <u>第17条</u> 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。	(7) 母子保健 (8) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 <u>第9条</u> 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。 (国民健康保険税) <u>第10条</u> 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。 (罰則) <u>第11条</u> 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は____虚偽の届出をした場合_____ ____は、10万円以下の過料を科する。 <u>第12条</u> 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 <u>第13条</u> 市は、偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 <u>第14条</u> 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。
--	---

議案第85号

丹波市福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の 制定について

1 提案の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が公布されたことに伴い、児童発達支援センターの類型を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- （1） 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化に伴う字句の修正
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の項ずれ等に伴う改正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉型児童発達支援センター条例（平成30年丹波市条例第42号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市福祉型児童発達支援センター条例 平成30年9月28日 条例第42号 改正 令和5年6月27日条例第19号 <u>丹波市福祉型児童発達支援センター条例</u> (設置) 第1条 心身の発達支援を必要とする児童（以下「児童」という。）に対し、適切な療育を保障する地域療育体制の中核機関として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条第1号</u>に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。 (事業) 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 (1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援（<u>医療型児童発達支援を除く。以下同じ。</u>）に係る事業 (2) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に係る事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する基本相談支援に係る事業 (4) 療育に関する相談 (5) 家庭、保育施設及び教育機関に対する児童に適した療育方法の指導及び助言 (6) 地域療育の啓発 (7) 前各号に掲げる業務のほか目的達成のために必要な業務	○丹波市福祉型児童発達支援センター条例 平成30年9月28日 条例第42号 改正 令和5年6月27日条例第19号 <u>丹波市児童発達支援センター条例</u> (設置) 第1条 心身の発達支援を必要とする児童（以下「児童」という。）に対し、適切な療育を保障する地域療育体制の中核機関として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。 (事業) 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 (1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援_____に係る事業 (2) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する基本相談支援に係る事業 (4) 療育に関する相談 (5) 家庭、保育施設及び教育機関に対する児童に適した療育方法の指導及び助言 (6) 地域療育の啓発 (7) 前各号に掲げる業務のほか目的達成のために必要な業務

議案第86号

市道路線の認定について（南多田第36号線）

1 提案の趣旨

市道東106号線と市道南多田第11号線を接続する農道を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、提案するものである。

2 認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
10004536	認定	南多田第36号線	(起点) 丹波市柏原町南多田字東藪225番 1 (終点) 丹波市柏原町南多田字板木79番	212.9m

【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

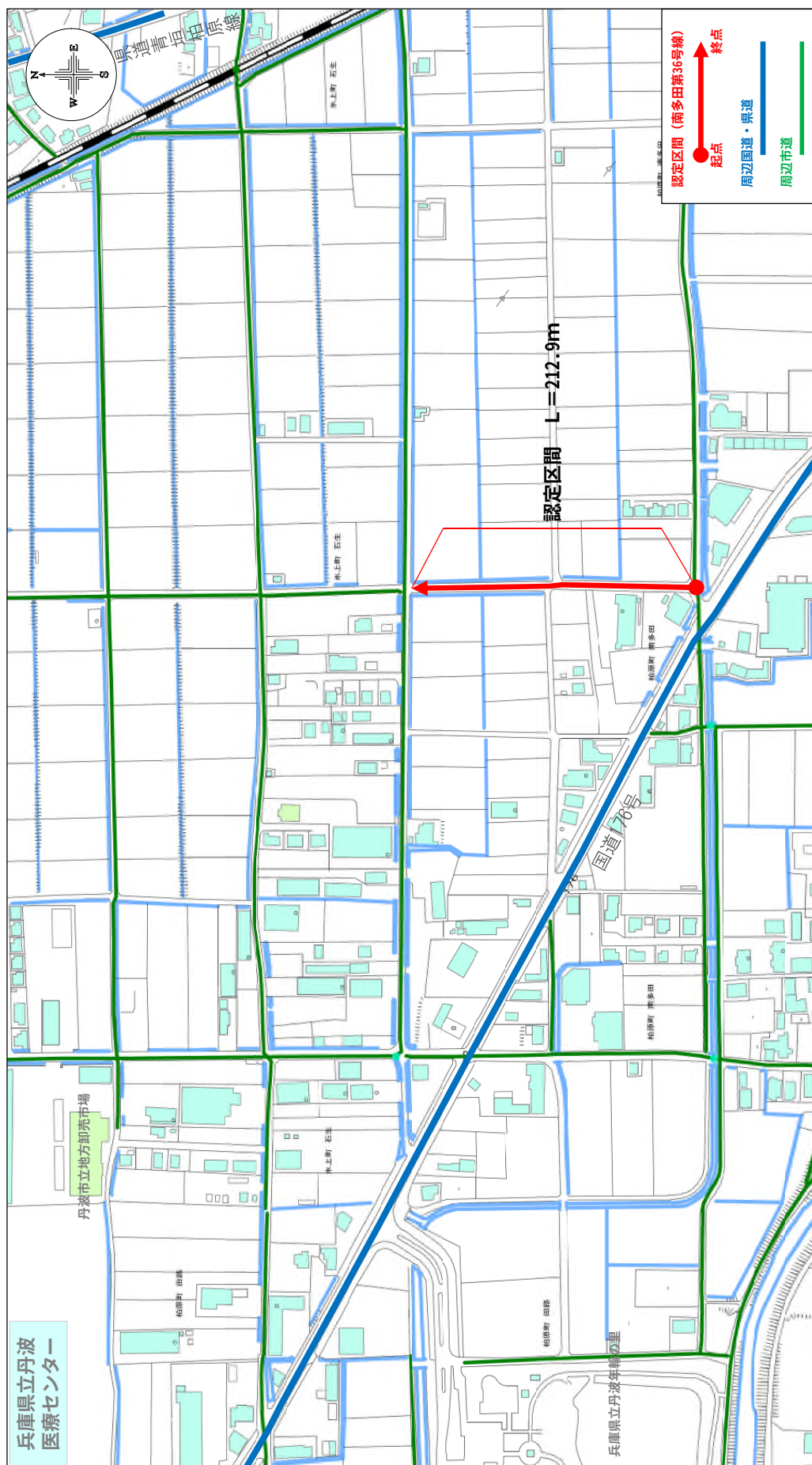
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

市道南多田第36号線 路線図



議案第87号

市道路線の一部廃止について（新川住宅線）

1 提案の趣旨

丹波市市営住宅新川町団地の廃止に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道新川住宅線の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項により、提案するものである。

2 一部廃止区間

路線番号	路線名	起終点	延長
30001193	新川住宅線	(起点) 丹波市青垣町佐治字新町裏338番7 (終点) 丹波市青垣町佐治字新町裏340番1	59.5m

【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

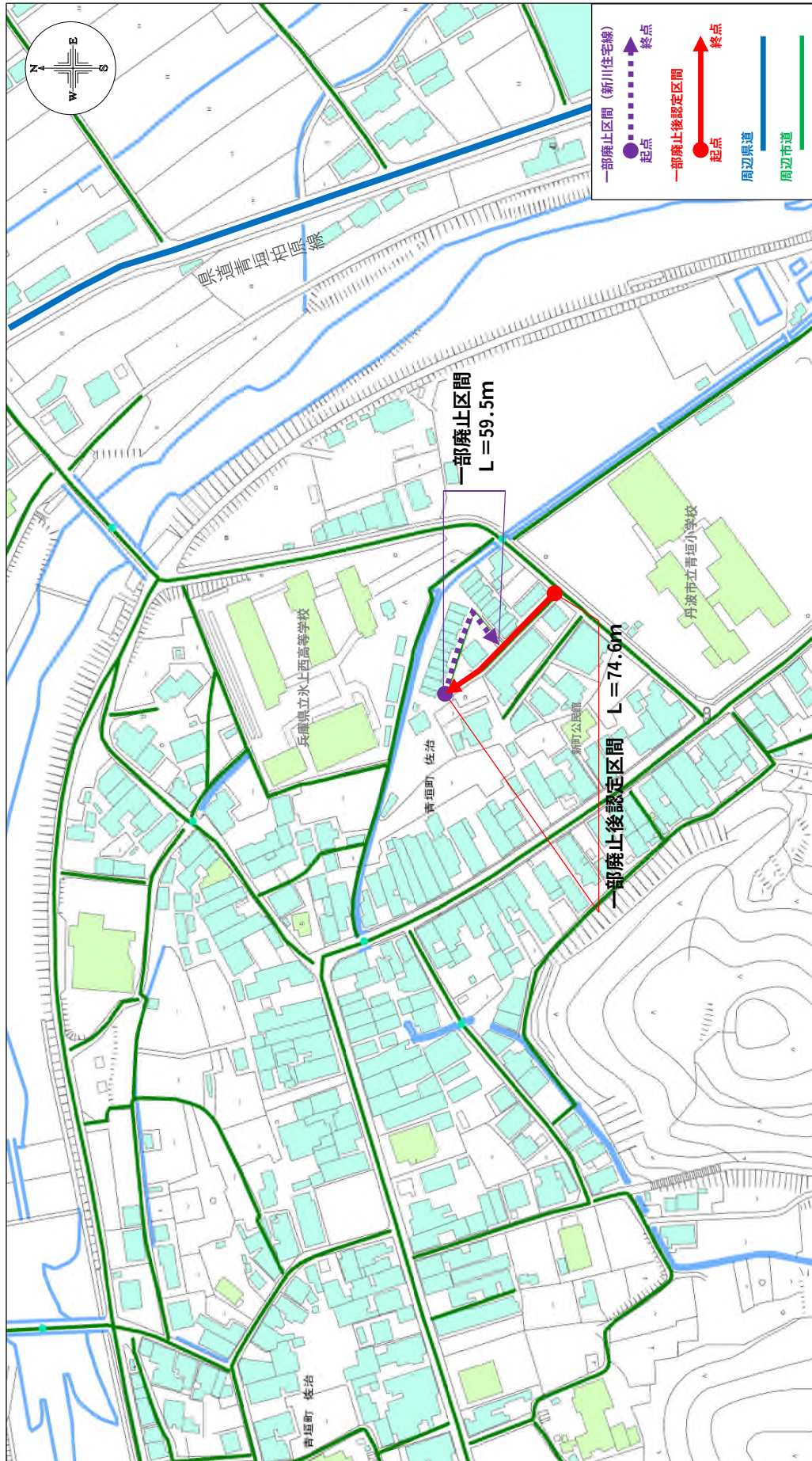
（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道新川住宅線 路線図



議案第88号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

- | | | |
|---|--------|---|
| 2 | 物品名 | 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入 |
| 3 | 物品概要 | 高規格救急自動車 1台
高度救命処置用資機材 一式 |
| 4 | 納入期限 | 令和7年3月14日 |
| 5 | 契約金額 | 35,090,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,190,000円) |
| 6 | 契約の相手方 | 名称 兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部
代表者 部長 中村 寛
所在地 兵庫県神戸市長田区二番町四丁目50番地 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	兵庫日産自動車 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 酒井 雄一郎
本 社 住 所	兵庫県神戸市中央区北本町通五丁目 2 番24号
営 業 年 数	80年
許 可 区 分	－
資 本 金	90,000千円
実績高（2年平均）	57,931,558千円
従 業 員 数	1,170人
契約担当支店営業所等	法人営業部

受 注 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
兵庫県立 こども病院	元	救急自動車	19,250	令和4年3月
西宮市	元	令和5年度災害対応特殊救急 自動車	20,658	令和6年3月
姫路市	元	令和5年度高規格救急自動車	97,606	令和6年3月
姫路市	元	高規格救急自動車	35,350	令和6年5月
西宮市	元	高規格救急自動車（鳴尾19、浜 9、瓦木9）	60,918	令和7年3月

見 積 及 び 契 約 状 況 (物 品)

物 品 番 号	消警物第9号
物 品 名	高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入
納 入 場 所	丹波市消防本部
契 約 の 種 類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年8月9日
随 意 契 約 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
予 定 価 格	34,020,000 円(税抜)
物 品 概 要	高規格救急自動車 1台 高度救命処置用資機材 一式

見 積 業 者 名	第 1 回 見 積 額 金	再 度 見 積 額 金	備 考
石黒メディカルシステム 株式会社 神戸支店			辞 退
株式会社 赤尾 大阪営業部	34,850,000円		
有限会社 西垣消防器具製作所			辞 退
有限会社 岡本ポンプ			辞 退
兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所	32,000,000円		
兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部	31,900,000円		決 定

契 約 者 名	兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部
契 約 者 所 在 地	兵庫県神戸市長田区二番町四丁目50番地
契 約 金 額	35,090,000円 (うち消費税相当額 3,190,000円)